

資料

御改格御法度書

— 文政二年五月 谷川庄屋文書 —

解説並に提供

会員 深矢 勘 載

一 神社仏閣堂塔修葺の節、建広め候事は兼て御停止の事に候間其の意を得べく候。小屋等仕立て自庵と唱へ道心者差置候儀これあり願いの様相聞こえ不増の至りに候。古鉢の儀これあり候はば、早々取崩し申すべく、出家社人共より相対を以て百姓共より金銀米銭差出させ候儀堅く無用に候。御役人免状これなく候はば指出し申すまじく候。若心得違ひのものこれあり候はば、在所名まえ奉承し御役所へ早々申し出さずべく候事。

附り、田畑山畑に屋敷取り一切無用、是まで田畑さわり候居宅の分は山は差支えなき所を見立て、追々引移るべく、尤も其節御役所へ相断り差圖を請くべき事。

一 神事の儀は是迄有米り候通り候がましき儀これ無き、縁祭座に相当り候節は其井氏子限り相集り、聊かも費成る儀これ無き様相心得べき事。

一 在浦大庄屋庄屋共、柄帷子、太織帯の儀堅く無用、百姓共の儀は青染紋付相用うべく、女子共に至るまで、帯目立、候茶色模縁形付共堅く無用、男女共に帯腰帯共太織類一切無用の旨、去る亥年申し付け置き候迄、近來心得違ひのもの聞こえ不増の至りに候。向後御法度相集り候ものこれ

有り候はば、嚴重の御咎め仰せつけらるべく候。尚又吟味のもの差廻し候間、其旨未々迄申し聞かせ置く可く候事。

一 在浦役人在医社人山伏其外頭立ち候者外、指傘無用、女日格別たるべく、尤も女たり共日傘用い候儀相成らず候。木箒合羽等在浦役人たり共堅く無用の事

附り、惣庄屋元小使在浦皆合は猪帳面等持廻り候事、故並の傘は格別たるべき事。

一 百姓共家作の儀、兼て仰せ付け置かれ候通り、急度相守り大造りなる普請決して仕る間敷く、手懸く造作せしむべく候。板天井、襖、瓦庇、茅堅く無用。尤是追有来り候分は其儀用い置き、追て修葺の節取放つべく、襖は板戸に取替うべく候。以後家作りいたし候前広面を以て村役人へ相断り、成就の上吟味さしげ若し御法度相背き候ものは取崩し建直し申すべく候事。

一 在浦のもの共、袴、袴、笠、象牙、水牛、蓑、目立、候塗袴、替金銀尺、尺、御停止、靴、塗、かふがい、しんちう、筒、白尺、相用うべく小女たり共かみかきり引さき、堅く無用の事。

附り、女のはきもの、ともさせつは格別、小兒たり共きぬを、うら針ぞふり、ぬり下駄堅く無用の事。

一 在浦の者共婚儀の節、又は表立儀祝儀弘め事いたし候はば、親類の外相招かず、銘々分限より手懸に取計い、聊もおごりがましき儀これ無き様。尤も大酒醉狂に及びざる様堅く相憶し申すべく候事。

附り、簪、簪の節石打、水祝等の儀兼て御停止に仰せ申すべく候事。

一 在浦のもの共葬式の節大勢相集らず、分限より手懸に取計らい、無之きのつい及これ無き様、且仏事作善の

當み右に準ずべく候事。

一 在浦紺屋共心得の儀在浦の者共御停止の日立係添色模
操手迄及候形付等の添物相頼及候共請合い申す翻載く
候。たとい他領より相頼及候由申越候とて、其材彼
人共より印形書付これなく候は、受合申すまじく候事。
一 浦方の儀日、上方瀬戸舟旅人に出会い、専ら取引いたし
候事ゆえ、在方に違ひ候次第もこれ有るべく候へ共、
諸事前奈の趣きと以て聊か番がましき儀これなき操賢
素に相心得べく候事。

古昔寛政三亥年、同六寅年、享和三亥年御改格に付違々
御法度仰せ出され候起、年隔たり候がましき次第もこれ
ある也。尚又此度仰せ出され候は御勝手向の儀違々申し
渡し置き候通り、近來必至と御手詰りに相成り候上打続
不時の諸御入箇等これあり、莫大の御借財出来いたし候
に付、去冬寅年御省暇御改正仰せ出され候御儀に候。然
るに旧冬以來御勝手向弥々御差支え、御当地一統困窮一
方ならず、猶江戸大坂共に此上御借財更に御出来成され
難く、此節に至り候と御手詰りに及び候段逐一御聴に
達し、甚だもつて御心勞に思し召上げられ候。然る上以
是非共御年貢并に諸運上銀御取納高を以て
御公務并に御惣家探御合力御暮し方次々御家中の御扶持
等迄、悉く御内帑に相濟ませ候様にとの思召に候。依て
東西御彼人存じ寄りの趣一々聞し居し候に候。依て
程御暮し方御減略仰せ出され候も、只今の御姿にては
恐多く日候へ共御取納費末なく候。御領分のもの共へも
追々過分の差出米銀并に諸運上増仰せつけられ候上は、
萬々不自由致す可くと不便の次第に思召し上げられ候。
七も外御所務の御手當もこれなく、併し一昨日も其候
に差置かれ候ては此上の御手詰りに及びなされるべく、

且は御家中、両町、御領分中一統の難渋に相成候儀も、甚
以て御心労あらせられ、猶當暮より七ヶ年の間御勝手元
且上々様方御合力三割の一違められ候儀存せ付けられ
并に御家中知行御給米御年限中以下し置かれず、夫々割
合を以て御扶持方下し置かれ、江戸大坂御借財の儀拾々
年の間元利共御返済御断り及ばれ、御近親様方と始め奉
り諸家中様へ御吉出に付いての御音報御使ひ物等迄嚴し
く御断り仰せ進められ候。尤も御公務其外御出の節都
て御供是迄の御年減に仰せ付けられ、御近習其外御奥向
においても過分の御人減し仰せ付けられ、御表御奥共兩
三人宛召仕われ誠に御家風御改正の思召と以て格別御嚴
略仰出され、重々御不自由遊ばされ候段恐多き御事に候。
右躰の御次第に候間御領内のも共扱えなき子細これ有
り難渋いたし候ても御貸渡米銀御赦等の御手當これ無く
候間兼々其心得を以て、凶年不時の手当等銘々心懸置
候節相用い候儀奉要の事に候。依て町在浦においても前
條の通仰せ付けられ候貸借素儉約等相用候は軒別相續の基金
下方御救として仰出され候事候間聊か心得違ひこれ無
き様、役人共時々立廻り手堅く申付べく候。万一向後御
法度相背候との恐れあるに於ては当人且勿論役人共に至
る迄御咎め仰せ付けらるべく候。尚見廻りの者指廻し御法
度筋相背候との見付次第其の所り役人へ預け置き、
早々申し出づ可き旨申付候間五人組共相互に吟味を逐
へべく候。此の後銘々暮し方質素儉約相用い、少しも費
えがましき儀これなく、家業作間の稼ぎ油断無く精出し
候様常々申し聞かせ、御年貢諸上納夫役等迄遅滞無く相
勤むべく候。已上

卯五月

古御書付年中三度、五人組帳讀渡りの上末々まで讀み聞か
せり、其度々請書証文差出しの事